

## 第2節 トレンチおよび竪穴住居址各論

本節では、前節にその概要を述べた各トレンチ・竪穴住居址について、そこに示した順序にしたがって、その詳細を記載してゆくことにする。

各小節は、それぞれ下記の各項によってなる筈である。

- a. 包含層および遺構の状態
- b. 土器・土製品
- c. 石器・石製品
- d. 骨角器・骨角製品
- e. 金属器・金属製品
- f. 自然遺物
- g. 小括

しかし、これまで第1章第3節および第2章第1節に述べてきたところにもうかがえるように、本遺跡では、火熱を受けた例を除いて、一般に有機質遺物の保存状態はきわめて悪かった。したがって、d. 骨角器・骨角製品の項、および、f. 自然遺物の項は、小節によって、これを全く欠くか、ないしは僅かな資料の記載にとどまる場合が多い。なお、4号竪穴住居址では、2例の植物質遺物が発見されているが、動物遺存体とともに、これも f. 自然遺物の項に記載する。同様に、各トレンチ・竪穴住居址では、金属器・金属製品の遺存例もきわめて僅かではなかった。これは必ずしもその包含層・遺構等における保存状態のみの問題ではないかもしれないが、いずれにせよ、e. 金属器・金属製品の項は、小節によって、これを欠く場合がある。

本遺跡の場合、各トレンチおよび竪穴住居址を含む発掘区域で発見された遺構・遺物は、一般に、けっして、ある一時点のあるいはある明確に限られた時間的範囲におさまる、つまり、たとえばある特定の人間集団にかかわり・相互に有機的な関連をもつ、一遺物群であるとはいえない。そういう意味では、それらは、複数の遺物群に由来する、雑多な遺構・遺物の集合体なのである。これらを、それぞれの小節のうちにとりまとめて記載することは、主として調査の経緯に由来するいわば便宜的な処置にすぎないことを明記しておくことにする。ただし、各竪穴住居址の床面で発見された遺物群は、それらとは別の意味をもちうる可能性がある。すなわち、それらを、例外はあるとしても、各竪穴住居址に共伴するものと考えれば、それらはその竪穴住居が利用されていた期間—あるいは少なくともそれが廃棄された時点—に・その竪穴住居を利用していた人間集団によって遺されたものであり、相互に有機的な関連をもち、その竪穴住居址とともに一遺物群をなすものとして捉えることができる筈である。そうした意味では、それらは、他の遺物とは峻別しておく必要がある。以下、したがって、各竪穴住居址の小節では、住居址床面出土の遺物を各項の中で別記しておくことにする。それらを、遺構としての竪穴住居址とともに、一遺物群として捉えることによって、われわれは、部分的なものではあれ、その竪穴住居に住んだ人間集団を・その姿を捉えることができる筈だと考えるからである。

なお、各小節の a. ～ g. の各項には、各トレンチおよび各竪穴住居址を含む発掘区の調査によってえられた具体的な資料・データについて記載する。また、g. 小括の項には、a. ～ f. の各項における記載をとりまとめ、さらに、そこにわれわれが何をみようとするかといった、いわば考察に含まれる問題についても論及されることがあろう。

(大井晴男)

本遺跡におけるわれわれの六次にわたる発掘調査の結果えられた資料は、かなりの数量に達している。それらの資料の内容は、遺跡のあり方・遺跡としての性格のちがいの結果として、このシリーズの第2・3巻に報じた香深井A遺跡のそれ<sup>9)</sup>とは、明らかになちがいがあろう。そうしたちがいに応じて、本遺跡における遺物の取扱い方にも、部分的に、あるちがいがあろう。たとえば、香深井A遺跡ではその膨大な数量のために部分的なサンプリングにとどめざるをえなかった魚骨・ウニ殻等についても、本遺跡ではその全量を採取していることなどである。しかし、基本的に

は、その取扱い方が変わっているわけではないので、その詳細については『オホーツク文化の研究 2 香深井遺跡 上』の当該部分を参照いただくこととし、ここにあらためて繰り返すことはしない。ただし、それと異なった取扱いをした場合には、その項に明記することにする。同様に、自然遺物を含めた資料の分類に関しても、数量的に大きな差異を示す場合があっても、原則的には、香深井A遺跡におけるそれを準用できると考えられるので、ここには繰り返さない。ただし、本遺跡の場合、香深井A遺跡では例外的存在でしかなかった、そのために一括して記載した貼付文土器が大量に発見されており、しかも、香深井A遺跡に比べて、はるかに多様な資料を含んでいた。それらは、たしかに香深井A遺跡の資料の記載に用いた分類、就中その型式論的分類・中でもその文様要素による分類では、すべて『貼付式浮文』に加えられてよいことになる。しかし、その文様要素において単一であるにもかかわらず、その内容はかなり複雑・多様であり、それらを『貼付式浮文』という分類に一括してとじこめてしまうことには躊躇を感じざるをえない状況にあった。いわば、それらは、そうした分類の中では十分な記載ができないだけの多様性をもっていたのである。実際、貼付文土器に関しては、すでに何人かの研究者によってより詳細な分類の試みが示されており、また、それらが、ある時間的変遷をもっていたことが注意されている<sup>9)</sup>。もし、これらのいずれかの分類が、それ自体、方法としての欠陥・分類としての欠落を含まず、特に貼付文土器群の理解のために有意であり、また、それが、この目梨泊遺跡発見の貼付文土器群の記載のために有効でありうるとすれば、われわれは、当然、そうした分類を踏襲し・それに準拠することができる、いやそうしなければならないものと思われる。しかし、遺憾ながら、われわれは、いくつかの点で、そうした諸氏の分類に方法としての問題点を、また、分類としての欠落を指摘せざるをえなかった<sup>9)</sup>のであり、したがって、それらを踏襲し・それらに準拠することはできなかったのである。しかもなお、そこには、諸氏によって論じられるように、ある型式論的変遷がありえたことは承認されてよいと思われる。かくて、われわれは、そこに想定される型式論的変遷を、あらためて、いずれかの方法によって確認する必要にせまられることになったのであり、そのために・それを可能にする貼付文土器の分類を試みる必要にせまられることになったのである。以下、ここでは、したがって、直接には目梨泊遺跡出土の貼付文土器の記載のために、しかし、上にいう型式論的変遷の確認のためには目梨泊遺跡出土の資料のみでは不足であると思われるので、すでに諸氏によってその論に取りあげられた資料およびその後調査・報告された資料をも含めて、新たな分類を提示しておくことにしたい。ただし、この場合、その分類は、諸氏による分類がすでにそうであったように、すでに香深井A遺跡出土のオホーツク式土器の記載のために用いられた文様要素による分類ではなく、その表現・表現されたものの組合せ=意匠(以下、文様単位と呼ぶ)による分類になるとと思われる。この場合、その型式論的変遷は、それらの文様単位・および文様単位によってなる文様構成の変化としてたどられるのである。そのかぎりでは、以下の貼付文土器の分類は、香深井A遺跡出土の資料における文様要素の分類とは、必ずしも同列におけるものではないことが明らかである。したがって、以下、それらを、文様要素の分類における‘貼付文をもつもの’の中での亜分類として取扱うことにする。加えて、器形による分類に関しても、目梨泊遺跡発見の資料を含めて、さきの分類では律しきれない、貼付文土器に特有な器形が指摘できるらしいので、以下、これらについても、その分類について、ここにあわせて述べておくことにする。なお、本巻の読者の便宜のためにも、繰り返しになるが、再びわれわれの分類の全体を記述しておくことにしよう。また、貼付文土器以外の土器については原則として香深井A遺跡の資料に関する分類を準用するが、特に文様要素による分類について、一部本遺跡の資料中には含まれない例があり、それらについては、ここでは、省略に付すことにする。

なお、以下に述べる土器の分類基準のうち、特に貼付文土器の分類に関しては、北海道開拓記念館出利葉浩司氏の協力と示唆をえている。明記して御礼申上げる。

## 土器の分類について

### A. 文様要素による分類

#### 1. 貼付文<sup>9)</sup>

チューブ・デコレーション技法によって施文されたと思われるいわゆるソーメン文<sup>9)</sup>と、粘土紐を貼付したと思われるものの両者がある。ただし、両者を截然と区分することは困難であり、またそれらが型式論的に意味のある差をもつかいかなお確認されていないので、ここでは一括して取扱う。

目梨泊遺跡で発見された貼付文をもつ土器は、しかし、一群の土器として記載するためにはあまりに多様な内容をもっていた。そこで、上に述べたように、ここでは、その記載のために、道東部におけるその種の土器を対象としておこなわれた諸氏の分類<sup>9)</sup>を参照しながら、より細かい分類を提示しておくことにする。これもすでに上に述べたように、この分類は、文様単位を対象とする、つまり、明らかにわれわれがすでにおこなってきた文様要素による分類とはレベルを異にするので、以下、その分類の亜分類として取扱うことにする。

#### Ha 直線状貼付文

貼付文を直線状に施文したもの。2本の直線状貼付文を並べて施文したもの・直線状貼付文によってなんらかの意匠をあらわしたもの(たとえば、藤本氏分類の21など)も、ここに加える。

#### Hb 波状貼付文

貼付文を波状に施文したもの。2本の波状貼付文を並べて施文したものも、ここに加える。また、指頭などで押圧して波状に作ったものも、後にいう擬縄貼付文と区別しにくい例がでてくるかもしれないが、それが貼付文を波状に作る意図でおこなわれたものであることが推認できるかぎり、ここに加える。

#### Hc 直線状貼付文+波状貼付文

直線状貼付文と波状貼付文が密接して施文されたもの。この場合、直線状貼付文+波状貼付文の形(藤本氏分類の20)であっても、逆の波状貼付文+直線状貼付文の形であっても、区別しない。また、そのいずれか一方が・あるいは双方が、2本の並列した貼付文である場合、さらにそのいずれか一方が指頭・棒状工具・ヘラ状工具による押圧・刺突・刻みをもつ場合(以下、「刻みをもつ貼付文」と呼ぶ場合がある)も、ここに加える。

#### Hd 直線状貼付文+波状貼付文+直線状貼付文

2本の直線状貼付文の間に波状貼付文を密接して施文するもの。そのいずれかが、2本の並列した貼付文である場合、さらに指頭・棒状工具・ヘラ状工具による押圧・刺突・刻みをもつ場合も、ここに加える。そうした事例を確認してはいないが、文様単位をつくる貼付文のすべてが2本の並列した貼付文である場合がもしあれば、それも、ここに加えられてよいであろう。

#### He 直線状貼付文+波状貼付文+……+波状貼付文+直線状貼付文

2本の直線状貼付文の間に2本以上の波状貼付文を密接して施文するもの。この場合、直線状貼付文の間に挟まれる複数の波状貼付文は、互いに波形を1/2単位づつずらして、つまり、上位の波状貼付文の谷の部分と下位のその山の部分が接する形で、重ねられる。文様の上下端を限る直線状貼付文は、それぞれ2本の並列する貼付文になる場合がある。そうした事例を確認してはいないが、もし、これらの貼付文のいずれかが指頭・棒状工具・ヘラ状工具による押圧・刺突・刻みをもつ場合も、ここに加えられてよいであろう。

さて、以上に述べてきた貼付文における亜分類・Ha～Heは、Ha・Hbの両者の関係がなお充分に明らかでないことを除いて、ほぼ、そうした順序で・時期をずらして出現するものと考えられる<sup>9)</sup>。しかも、注意すべきことは、道東部の貼付文土器群の事例に徴してみると、これらの文様単位は(香深井A遺跡における土器群の型式論的変遷が、原則として、より新しい文様要素がより古い文様要素に置換わる形で進行していたのとは異なり)、他の文様単位に置換えられないわけではないとしても、むしろ、つぎつぎに1個体の土器に追加され・重複してゆくことが多いようである。それは、結果として、貼付文土器の型式論的変遷が、その文様構成において、次第に繁縟なものになってゆく方向性をもつこと、そして『口縁部文様帯と胴部文様帯が一体化し』<sup>9)</sup>てゆく方向性をもつことにつながってゆきそうである。こうした貼付文土器の型式論的変遷の特徴から、以下「貼付文をもつもの」については、上に述べた貼付文の亜分類に関して、1個体の土器に複数の文様単位がともに含まれる場合、その時間的順序においてより新しかるべき文様単位の項に記載することにする<sup>9)</sup>。たとえば、HaとHeが1個体の土器に施文されている場合は「Heの文様をもつ例」のうちに、同じくHb・Hc・Hdが1個体の土器に認められる場合は「Hdの文様をもつ例」のうちに、

それぞれ記載されることになる<sup>10)</sup>。(こうした取扱いは、香深井A遺跡出土の土器群の記載に際してとられた方法、『2種以上の文様要素が複合施文される場合、……後位のものに含める』とした方法とは異なるので注意されたい。また、香深井A遺跡出土土器の記載に際して取られた方法は、目梨泊遺跡出土土器に関しても、「3. 沈線文」以下の‘文様要素’による分類については踏襲される。) 同様に、『口縁部文様帯と胴部文様帯が一体化し』てゆく方向性が認められることから、これも特に‘貼付文をもつもの’について、上に述べた貼付文の垂分類に関して、胴部文様までをその細分の対象として含めることにする。(この取扱いも、香深井A遺跡出土の土器群、および、目梨泊遺跡出土の土器のうち、ここでは「2. 擬縄貼付文」以下の‘文様要素’によって飾られるものとは、異なっているので注意されたい。) ただし、口縁部ないし口唇部を欠くものについては、上にいう取扱いによって細分可能であっても、その項には加えない。これは、口縁部をもつ資料を対象とする土器個体数の推定に、およびそれに基づく分析に、影響をおよぼすことを避けるためである。なお、以下の土器の記載は、より新しかるべき‘文様要素’・その垂分類からより古かるべきそれらへと進行するので、‘貼付文をもつもの’の文様単位による垂分類は、‘He の文様をもつ例’→‘Ha の文様をもつ例’の順に記載されることをもお断りしておく。

## 2. 擬縄貼付文

直線状に・あるいは波状に貼付された粘土紐に、指頭・棒状工具・ヘラ状工具等による押圧・刺突・刻みを加えたもの<sup>11)</sup>。2本が並列施文される場合もある。また、それらによっていずれかの意匠を表現したのものも、ここに加える。ただし、押圧がまさに粘土紐を波状に作ることを目的として施されていると考えられる例については、ここには加えず、「1. 貼付文」の垂分類 Hb として取扱う。

なお、文様要素としての擬縄貼付文が他の文様要素と重複して施文される資料の分類上の取扱いは、(ここでも香深井A遺跡の資料における2種以上の文様要素の重複施文される例の取扱いとは異なり)より新しかるべき文様要素の項に分類・記載することにする。つまり「1. 貼付文」と「2. 擬縄貼付文」が1個体の土器に重複施文される場合は「1. 貼付文」の項に分類され、「2. 擬縄貼付文」と「3. 沈線文」以下の文様が重複施文される場合は、「2. 擬縄貼付文」の項に分類されることになる。(つまり、目梨泊遺跡出土の土器に関しては、ふたつの異なる記載方法が併用されることになる。混乱を招きかねず、けっして望ましいことではないかもしれないが、型式論的変遷のあり方にある意味のあるちがいがあり、またその進行の態様に異なる部分があると考えられる以上、やむをえない処置であろうと考えている。重ねて、注意をうながしておくことにしたい。) こうした取扱いをする理由の一部は、貼付文・擬縄貼付文の出現が、オホーツク文化の展開の中で特別な意義をもつ事象のひとつの指標となりうるかと思われる<sup>12)</sup>ためであり、また、他の一部は、それらの型式論的変遷が、貼付文系土器群の一部として、さきに述べた‘貼付文をもつもの’と類似の特徴をもつためである。結局、この「2. 擬縄貼付文」の項に分類されるのは、「2. 擬縄貼付文」のみによって文様が構成される場合と、「2. 擬縄貼付文」と「3. 沈線文」以下の文様要素とが重複施文されている場合とに限られることになる。(ただし、擬縄貼付文のみによって文様が構成されている土器については、なお『口縁部文様帯と胴部文様帯が一体化し』てゆく傾向は認められないので、この場合は‘貼付文をもつもの’とは異なり、口縁部文様のみによって分類し、胴部文様は分類の対象とはしない。)

## 3. 沈線文

多くの場合、1ないし数条が横環するように施文されるが、他に各種の図文を作ることもある。深い鋭い線が引かれる場合、細く浅い描いたような線が引かれる場合、擦ったような幅広く浅い線が引かれる場合などがある。

なお、この種の図文をもち、かつ口唇の稜上に刻文を施している例が散見される。これらは、次項に示す複合施文例とは同一視できないことは明らかである。これらでは、沈線文が主要な文様になっているものと理解して、特例として、ここに加えておくことにする。

### 沈線文+爪形文・刻文等 (3+5・6)

上述の沈線文と爪形文・刻文(場合によっては型押文)列が、互いに密接して複合施文される例。さきの香深井A遺跡でもそうであったが、この目梨泊遺跡でもまたその土器群の主要な文様のひとつとなっているようである。文様要素としては、それぞれ沈線文と爪形文・刻文などに分離しうるが、香深井A遺跡でこうした複合文様が特徴

的に認められる層準があった、つまり、オホーツク文化のある時期の・あるグループの土器群にこうした複合文様が頻繁に使われる・特徴的にあらわれることがあるらしいので、特にこれを別記しておくことにする<sup>19)</sup>。

#### 4. 摩擦式浮文

指頭あるいは断面円形の棒状工具による幅広い浅い沈線を数段密接施文し、間に稜状の凸部を残すものである。この場合も、数段重ねられていても、文様要素としては沈線文とすることも可能かもしれない。しかし、土器の製作者には、その間に残される稜状の凸部・浮文が、明らかに意図されていたと思われるので、文様要素として独立して扱うことにする。

なお、口縁部に幅広く摩擦式浮文が施される例が少なくないが、それらの中には文様帯上端あるいは上下端に、爪形文あるいは刻文を複合施文する例がある。前述の複合施文例の記載上の取扱いにしがたえば、これらはそれぞれ爪形文あるいは刻文の項に記載されることになるが、この場合爪形文・刻文を付加的なものと考えて、摩擦式浮文の項に加える。特例である。

#### 5. 爪形文

1指または2指の爪先で刻まれる文様である。なお、2指を用いてひねりを加えて施文されるといわれる指圧式浮文になるが、中間的なものを含んで截然と区別できないので、一括して取扱う。

#### 6. 刻文

ヘラ状の工具で印刻される文様で、一般に横環するように並列圍繞される。施文方法によって多様なヴァリエーションがある。すなわち、斜め・横・縦方向に施文される場合があり、またいわゆる舟形刻文になるもののほか、切ったような細く鋭い刻みになる場合、押したような浅く鈍い刻みが作られる場合などがある。刻みが浅い場合には、さきの爪形文と区別し難い場合がある。

#### 7. 型押文

櫛歯状その他の施文具を器面に押捺するものである。押捺される文様には、いくつかの変異を含めて櫛歯状のものが多いが、他に円文・竹管文・通称「熊の足跡文」など、かなりのヴァリエーションがある。斜位に並列施文され器体を繞る場合、直線状になるように並べて密接施文される場合、鋸歯状に並べられる場合等、その配列でもかなり多様である。

#### 8. 円形刺突文

断面円形の棒状工具を器面にほぼ直角に刺突押捺した文様である。深く印刻されて器内面に瘤を作る場合と、浅く瘤を作っていない場合とがある。一般に、口唇直下に間隔を置いて一列に並列施文され、器体を繞る場合が多い。

### B. 器形による分類

さきにわれわれは、香深井A遺跡でえたオホーツク式土器について、Ⅰ 甕形土器・Ⅱ 壺形土器・Ⅲ 深鉢形土器の三つの大別をおこない、さらにⅠ 甕形土器についてはa～d四つの垂グループに、Ⅱ 壺形土器はa・b二つ、Ⅲ 深鉢形土器はa～c三つの垂グループにそれぞれ細分した。このようにして設けられた器形の分類基準は香深井A遺跡出土の普通の大きさをもつもののおお半に適用しうるものであり、また実際これを適用することによって土器群の型式論的变化の動態を器形の面からもとらえられることが明らかになっている<sup>14)</sup>。

さて、目梨泊遺跡で発見されたオホーツク式土器の器形をみると、そのかなりの部分は上述の分類基準で説明できるが、しかし、これにあてはまらない例も少なからず認められるようである。そして、後者、つまり香深井A遺跡の分類基準に適合しない土器は、そのほとんどが文様要素による分類における「貼付文をもつもの」であり、しかも、それらの器形は、道東地方の貼付文土器に共通する例が多いように思われた。このことから考えれば、貼付文土器は、文様のみならず器形の上でも、円形刺突文・刻文・沈線文等によって飾られる土器の一群、たとえば香深井A遺跡の

一連の層準にその典型的な展開をたどり・変異の幅を確認できる土器群とは、異なる特徴をもつことが予測される。それは、就中、ある種の甕形土器に指摘できるようなものである。そこで、本遺跡の資料および道東地方ですでに知られる貼付文土器の器形を検討したうえで、香深井A遺跡における分類基準に加えて、甕形土器として新たにふたつの亜グループを設けることとした。これらふたつの新たに設定した亜グループは、空間的にも時間的にも、かなり限られたあり方を示す、もっと直截に言えば、それらはほぼ貼付文土器に限ってみられる器形のようなものである。したがって、ここでは、それらがさきの香深井A遺跡の分類基準における「Ⅰ 甕形土器」（以下、「甕形土器B」と改称する）とは別に、「Ⅱ 甕形土器A」を構成するものと位置づけ、それぞれ「0a」「0b」と呼ぶことにする。ついでに、香深井A遺跡の資料に関する分類を説明する際にすでにふれたが、こうした器形の分類の作業は、かなりの程度まで感覚的・恣意的なものであることは事実であり、以下に述べる「Ⅱ 甕形土器A」の分類・および「0a」「0b」の亜分類もまた、その例に洩れるものではないことを明記しておくことにする。なお、文様による分類の場合と同様に、「Ⅰ 甕形土器B」以下に加えられる土器については、ふたたび、香深井A遺跡の資料に関する分類基準をそのまま適用するが、ここでも本巻の読者の便宜のために、われわれの器形による分類の全体を掲げておくことにする。また、「Ⅲ 探鉢形土器」に関しては、本遺跡で発見された資料のうち、器形を復しえたものには認められなかったが、破片資料がないとは断言できないので、念の為に、ここに再掲しておくことにする。

## Ⅱ 甕形土器A

口縁部は、概して直線的で開きが小さく、しばしば肥厚帯を作る。時に肥厚帯は2段になることがある。やや明らかな頸部が形成されるが、頸部は一般にあまり縮約しない。肩もしくは胴部の張りが顕著であり、以下底部にむかって急激に縮約する。結果として、径に比して低く、ズングリした器形になることが多い。二つの亜グループに分類する。

0a 幅広い口縁部をもち、頸部も一般にやや長めで、直線的に立つ例もみられる。肩ないし胴部が顕著に張りだす。

0b 口縁と頸部が比較的短く、頸部はやや縮約する。胴部はよく張りだし、しばしばここに最大径がくる。

## Ⅰ 甕形土器B

頸部があまり縮約せず、口径が比較的大きくなる共通の特徴を持つ。口縁部の肥厚帯は、作られないか・作られてもあまり顕著ではない。口唇が断面三角形に作られる例が少なくない。以下の四つの亜グループがみられる。

1a 胴上部の肩はあまり張らず、頸部はやや縮約して明らかな角を作る。口縁部は内湾する。

1b 肩がやや強く張り、頸部はやや縮約する。頸部から口唇にかけてほとんど開かず、直線的に立ちあがる。

1c 頸部はあまり縮約せず、肩の張りもいちじるしくない。口縁もあまり開かない。

1d 頸部はなだらかに、しかし、やや顕著に縮約する。肩の張りはいちじるしくない。口縁もやや顕著に開く。

## Ⅱ 壺形土器

頸部が顕著に縮約して、口の広い壺形を呈する。径に比して高さがあり、細身になる例が少なくない。口縁部に肥厚帯を作る例が多い。二つの亜グループに分類する。

Ⅱa 頸部が縮約し、口縁にかけてやや顕著に開く。胴上部の肩の張りも顕著である。

Ⅱb 頸部が長く、著しく縮約する。頸部から胴へ、明らかな肩を作らず、なめらかにふくらむ。

### III 深鉢形土器

口縁・頸部・胴部の区分が不明瞭で、全体に直線的な単純な器形を呈する。底部が相対的に小さくなる場合がある。3つの亜グループに分類する。

IIIa 頸部は僅かに縮約するが、その位置はかなり高い。全体に屈曲にとぼしい、円筒形に近い器形である。

IIIb 頸部は作られず、口縁からゆるやかな曲率で単調にすぼまる円錐形に近い様形になる。口唇部に丸いふくらみが作られ、あるものではその部分のみが外反する。

IIIc 胴部が丸く、やや張りだし、口縁にむかって再びやや縮約する。口縁部は直立するか、外反してもきわめて僅かである。

(大井晴男・天野哲也)

---

1) 大場利夫・大井勝男編『オホーツク文化の研究 2 香深井遺跡上』東京大学出版会、1976、および、大場利夫・大井晴編『オホーツク文化の研究 3 香深井遺跡下』東京大学出版会、1981、を参照。

2) そうした事例としては、たとえば、以下の報告書・論文等があげられよう。

駒井和愛編『オホーツク海沿岸・知床半島の遺跡 下巻』東京大学文学部、1964の「III 擦文土器とオホーツク土器、2. オホーツク土器」(157～167頁)の各項。

藤本強「オホーツク土器について」『考古学雑誌』第51巻第4号、1966、28～44頁。

国分直一・北構保男・増田精一・岩崎卓也・前田潮編著『オンネモト遺跡』根室市教育委員会、1974、の「第V章 出土遺物、第1節 出土遺物分類の基準について」中の「オホーツク式土器の類型」(31～35頁)の項、および、「第5節 出土遺物の検討 A. オホーツク文化の遺物」中の「(1)土器について」(106～107頁)の項。

3) 前註 2 にあげた諸氏の分類の内、駒井氏編報告書に提示された分類は、その後に発表された藤本氏論文に示されたそれと、基本的に同じ発想によっており、前者が、当該報告書に掲載された資料のみを対象としているのに対して、後者・藤本氏論文に示されたそれは、その時点までに公表されていた他の資料をも合めて、より包括的な分類を意図したもののようである。特に、ここに問題とする貼付文土器に関しては、両者は全く一致している。(もっとも、その後の「文様構成」を加えた分類では、両者の間には、ある差がある。しかし、ここでは、そうした問題にふれる予定がないので、あらためてそれらについて議論する必要はないと思われる。)したがって、ここでは、藤本氏論文および国分氏他報告書に示された分類を対象として、検討しておくことにしたい。なお、われわれは、今、貼付文土器の分類を問題としているので、以下、それにかかわる部分のみを検討しておくことにする。

藤本氏の分類において、まず問題にしなければならないのは、氏の分類における文様 14・15・19 の三者が、はたして確実かつ有効に区分しうるかどうかである。これらは、いわゆる「擬縄貼付文」を合めて、いずれも貼付された粘土紐をへらあるいは棒状工具、ないし指頭などで、繰返し刻み・刺突し・抑圧した文様であるが、それに用いられた工具等は、明らかに推定できるケースがないわけではないとしても、しばしば判断に苦しむ場合があり、しかも、施文方法にしても『刻み目を入れた』のか『刺突文』なのか『指頭などでし』たのか、中間的な例を合めて、截然と区分できない場合が少なくない。つまり、これらの三者を確実・有効に区分することは、かなり困難であると言わざるをえないことになる。文様 19 について、藤本氏は『振巾の少ない波文』がまず付されたと考えているが、国分氏他報告書では、同じないし類似の文様について、藤本氏と同様に『予め波状に貼り付けた』場合(『ソーメン状貼付文』の『施文方法』の『②』)とそうでない場合、(したがって、おそらく、まず直線状の『ソーメン状の粘土細紐』が貼付けられたと考えられたのであろう『施文方法』の『①』)とが区別されている。事実上、この両者を正確に弁別することはかなり困難であると思われるが、そうであるとすれば、まず『振巾の少ない波文』が付されたことをもって文様 19 の文様のメルクマールとすることもまたできないことになろう。一方、藤本氏は、その文様の分類に際して『分類は文様を構成する最小と考えられる単位まで行なう』と述べているが、そうするとすれば、文様 18 の『波形をなす二本の密着した粘土紐を貼り

つけた文様』は文様 17 の単純な波状文に、また文様 20 の『直線と波線を一単位とし、波頭と直線を密着して貼付した文様』は文様 16 の直線文と文様 17 の波状文に、それぞれ分解して捉えられるべきではなかったか。逆に、これらを指して『最小と考えられる単位』と捉えるとすれば、たとえば駒井氏編報告書の Fig.9-11・14～16 等にみられるような「二本の直線文の間に波状文を加えて一単位とした文様」を分解してしまう(これらの資料が氏の論文でどのように取扱われたのか正確には不明であるが、それが分解されていたことは確かであろう)理由も、またないのではあるまいか。これらも、また、藤本氏の分類の方法の欠陥のひとつであろう。これと無関係ではないと思われるが駒井氏編報告書に『第 1 類土器』に付される文様として挙げられた『上下に 1 ないし 2 条の直線を配し、文様帯を限り、その間を 1～5、6 条の波線を連続して施しているもの。』(このうち、間に 1 条の波線を施すものは、上にいう駒井氏編報告書の Fig.9-11・14～16 等にあたり、ここでは、除外されるべきであろう)は、その後(駒井氏編報告書の『第 1 類土器』だけでなく)オホーツク式土器にもみられる文様であることが切らかになっている。たとえば、これも前註 2 に引いた国分氏他報告書の第 20 図 25・26 に示された資料等の事例』を挙げることができる。したがって、これについても、また、文様の単位としてつけ加えられる必要がある。こうした事例については、藤本氏の論文執筆の時点では、特にオホーツク式土器について類例の報告がなく、その分類に加えられなかったことはやむをえないともいえるが、ともかく、藤本氏の分類に欠落する部分であろう。

国分氏他報告書では『(1) 文様の種類』『(2) 文様構成による分類』『(3) 器形による分類』についてそれぞれに述べられているが、ここでは前二者について検討すれば足りよう。その『(1) 文様の種類』についてここで問題にしなければならないのは『擬縄・鎖状貼付文』と『ソーメン状貼付文』の両者である。その前者『擬縄・鎖状貼付文』については、『貼付粘土紐』に対する『へらさき』『刻み目』の角度を指標として、それらを①②③の三つに分類する。だが、すでに藤本氏の分類について類似の問題を指摘したように、実際上『へらさき』『刻み目』の角度はかなりのバラツキがあり、中間的なものを含めて、それらによって截然と区分することは至難であるといわざるをえないであろう。一方、その後者『ソーメン状貼付文』についても、特に波状文について、指さきで圧着しているものとその痕跡のないものとで二分し、その前者について『粘土紐』が『予め波状に貼り付け』られるかいかでさらに二分して、それらを①②③の三つに分類する。この場合も、たしかに、それぞれの典型とすべきものを指摘することができるとしても、すべての例について、それらを截然と区分することは不可能に近いと思われる。また、『(2) 文様構成による分類』では、先の『(1) 文様の種類』における『擬縄・鎖状貼付文』を『主体とするもの』(この表現は曖昧さを残すものである)は『B群』としてまとめられているが、同じく『ソーメン状貼付文』をもつものである『C群』は、『(1) 文様の種類』における①②③の亜分類をうけて、①類による波状文を施文する『1類』・『②類の手法を主体とする』『2類』・『③類の手法を主体とする』『3類』に細分されている。その細分には、文様の施文の『手法』に加えて、『2類』では、『(波状文と…筆者加筆)直線文との組み合わせが、しばしば見られる』『稀に両者が結合して一つの文様単位になるものがある』ことが、『3類』では、『波状文のみの単独施文は極めて稀で』『直線文との結合モチーフや、直線文・波状文を密に併列させたり、密着させたものが盛んに用いられる』ことが指標として掲げられているが、こうした文様の組合せ・構成は『単独施文』にはじまって連続的なものとしてある筈であり、(上にみるような感覚的・非定量的な基準ではなく)いずれかの人為的・定量的な基準を設けないかぎり、細分の指標としては、不相当であろう。結局、『C群』の細分は『(1) 文様の種類』における『ソーメン状貼付文』の①②③の亜分類に還元されてしまうことになるが、上にいうように『それらを截然と区分することは不可能に近い』とすれば、その細分はかなりの程度まで主観的な・ないしはあえていえば恣意的なものになりかねないことになる。しかも、この報告書では、「第 5 節 出土遺物の検討 A. オホーツク文化の遺物」中の「(1) 土器について」の項で、その分類の『C群 2類は藤本氏の d 群にほぼ相当するグループ』であり、また、『C群 3類の波状文は、藤本氏の e 群土器の段階と概ね一致する』というのであるが、はたして藤本氏が別の基準によって規定した土器群のグルーピングとここにみた文様の施文の『手法』を基準とするそれは、相互に矛盾せず・整合的でありうるであろうか、ここでもまた、筆者は、疑いなきをえないのである。

以上の検討によって、われわれがこれまで諸氏によって提示されている(特に、貼付文土器に関する)分類に依拠し・それに準拠することができないと考えた理由は御理解いただけたものと考え。ただし、当然であるが、以下に示すわれわれの分類は、それにただちに依拠し・準拠することができなかったとしても、なお、多くをすでに提示された分類に負っていることは疑問の余地がない。正確に言えば、われわれの分類は、それら(特に、藤本氏によるそれ)を補訂する形で作りあげられたものなのである。そして、たしかに、われわれは、ここに提示する分類が、少なくとも現時点で、目梨泊遺跡発見の資料を・あるいはそれを含めてこれまでに知られている資料を、整理し・理解するために有効であろうと考えているのだが、また、一方で、それが、それ自体、完全無欠なものだと信じているわけではない、したがって、そう主張するつもりもない。それは、今後の新しい資料の発見によって・あるいは研究の進展にしたがって、当然、さらに補訂されてゆくだろうとも考えているのである。その意味で、

われわれがここに提示する分類が・それに基づいた論議が、今後の新しい研究の展開のためのひとつのステップとなれば幸いである。

- 4) 前註1 報告書では、いわゆる‘擬縄貼付文’を含めて、これを『貼付式浮文』と呼んでいる(同報告書上巻 87 頁参照)が、以下の報告書では「貼付文」と「擬縄貼付文」をそれぞれ別の文様要素として区別し、それぞれにそういう名で呼ぶことにする。この場合、「貼付文」は、指頭・棒状工具・ヘラ状工具等による押圧・刺突・刻みなどをもたない貼付文を指している。なお、こうした「貼付文」と組んで施文される指頭・棒状工具・ヘラ状工具等による押圧・刺突・刻みなどをもつ貼付文を指して「刻みをもつ貼付文」という言葉が用いられる場合があるが、實際上、これらと後にいう「擬縄貼付文」を截然と区別することは困難である。両者は同様の・ないし類似の文様要素と考えていただいてよい。
- 5) テューブ・デコレイション技法によるソーマン文の施文については、藤本強・宇田川洋両氏から、むしろ困難であり、ソーマン文は粘土紐を貼付する方法で施文されていたのではないかという話を聞いたことがある。しかし、これまでのところ、ソーマン文の施文にはテューブ・デコレイション技法が使われていなかったことが証明されているわけでは必ずしもないらしい。しかし、一方で、たしかに粘土紐を貼付する方法で施文されたものがあることは疑う余地がない。したがって、ここでは、疑問を残しながら、ソーマン文の施文には、テューブ・デコレイション技法と粘土紐を貼付する方法の両者が併用されていたものと考えておくことにする。この点については、宇田川洋氏の教示をえた。明記して御礼申上げる。

6) 前註2 引用の諸文献。

- 7) これらのうち、Hc の文様(藤本氏による文様 20)が、Ha・Hb(藤本氏による文様 16・17)より新しく出現することは、前註2 引用の駒井氏編報告書・同藤本氏論文等にすでに指摘されている。Hd の文様がさらに新しく出現することは、下記の論文に大井が示唆したことがある。また、He の文様は、オホーツク式土器一般より新しいものと考えられている藤本氏のいわゆる『トビニタイ遺跡2号竪穴出土の土器群』に特徴的なものであり、それがオホーツク式土器にも認められるとすれば、その最も新しい部分においてであることは、容易に推察されよう。

大井晴男「斜里町のオホーツク文化関係遺跡について」『知床博物館研究報告』第6集、1984、17～66頁。

8) 前註2 引用の国分氏他報告書、34頁。

- 9) ここで、あえて(香深井A遺跡出土の土器群の記載に際してとられた方法とは異なる)こうした取扱いをする理由は、以下に述べるとおりである。

すでに本文中に注意したように、香深井A遺跡における土器群の型式論的変遷は、その文様について、原則として、より新しい文様要素がより古い文様要素に置換わる形で進行しているようである。そこで複数の文様要素が1個体の土器に重複して施文される、つまり、文様要素の置換が不完全な形でおこっている場合、そうした個体の分類上の取扱いは、それを独自のグループとしないとするれば、より新しい文様要素の項に加える方法とより古い文様要素の項に加える方法のふたつの方法をとらう可能性がある。この場合、より新しい文様要素の項に加える方法によれば、そこでは、より新しい文様要素がどの時点から・どのくらいの頻度で出現するかが明らかにされようし、一方、より古い文様要素の項に加える方法によれば、そこでは、より古い文様要素がどの時点まで・どのくらいの頻度で残るかが明らかにされることになろう。われわれは、香深井A遺跡出土の土器の記載に際して、後者の方法を採用したわけである。本来、われわれの研究上のつながりからいえば、目梨泊遺跡出土の土器に関しても同じ方法が踏襲されることが望ましいにちがいない。しかし、これも本文に述べたように、貼付文土器群における文様の型式論的変遷は、より新しい文様単位がより古い文様単位を残したまま)つぎつぎに加えられてゆく形をとっているようである。この場合、もし、これらに関して香深井A遺跡のそれと同じ原則による、つまり、複数の文様単位が1個体の土器に重複施文される資料についてより古い文様単位の項に加えるとすれば(より古い文様単位が残ってゆくのがふつうである以上)資料のほとんど・ないし多くがより古い文様単位の項に加えられることになり、土器群の型式論的変遷はうまくトレースできなくなってしまうことになろう。こうした分類に基づいて貼付文土器群の文様における型式論的変遷をトレースするためには、したがって、本文にいうように、それらはより新しい文様単位の項に加えられることが必要であると考えられる。

- 10) こうした取扱い・細分をおこなう際にも、主観的な判断に頼らざるをえない部分・したがって曖昧さを残す部分は、避けがたく残ってしまいそうである。本文に例として挙げた1個体にHb・Hc・Hdを併せもつものの場合にも、もしそのHdの文様単位を、Hdとしてではなく、Ha + Hc(あるいはHc + Ha)として捉えれば、この個体はHa・Hb・Hcを併せもつものとして、したがって‘Hcの文様をもつ例’として、本文にいうところとは異なる細分に加えられることになる筈である。つまり、この場合、Hdの文様を作る上位(あるいは下位)の直線状貼付文が、その直下の波状貼付文+直線状貼付文(あるいはその直上の直線状貼付文+波状貼付文)と密接しているかいか・それらを1文様単位としてとして捉えるかいかの判断が、その細分の位置を分けることになろう。

そして、こうした判断が、必ずしも客観的な基準をもつものではない・主観的なものであることはまさに疑問の余地がないのである。同じような事態は、この例にのみとどまるものではなく、他にも、当然、おこりえよう。結局、ここに示した亜分類・それに基づく細分は、こうした曖昧さを内包するものとして理解していただくよりしかたがない。それにもかかわらず、なおかつ、こうした亜分類・細分をあえておこなうのは、それらによって「貼付文をもつもの」のうちにみられるある型式論的変遷をたどることができると思われるからである。むしろ問題は、そうした曖昧さが、それを含む分類に・それに基づく分析に、どのような影響をもたらすかであろう。そして、その意味では、観察者・記載者によって判断がゆれるであろうような資料は、もちろんないわけではないとしても、相対的に少数であり、大きな影響を残さないものと考えている。

11) すでにふれたように、こうした文様は、藤本氏によってもまた国分氏他報告書によっても、さらに細分して記載されている。しかし、現実には、たとえばこの目梨泊遺跡出土の資料によってみても、それらによって示された分類基準によって明快に資料を分類することは、中間的な事例を含んで、困難であるようにみえる。それでもなおかつ、そうした分類の型式論的変遷における意義が明らかであればあえてそうした分類をすることにも意味があろうが、それが、必ずしも明らかでないとすれば、強いてそうした問題を残す分類をする必要はないのではあるまいか。ここでは、したがって、本文にいうように、呼称として必ずしも適当でないものが含まれることになるが、「擬縄貼付文」として一括しておくことにする。

12) 下記の論文を参照されたい。

大井晴男「遺跡・遺跡群の型式論的処理について——オホーツク文化の場合——」『北海道考古学』第18輯、1982、55～81頁。

13) このグループに加えられる資料に関しても、あるいは、この場合は沈線文と爪形文・刻文等の文様要素の組合せ方＝意匠によって、さらにいくつかの文様単位をみだし、それらに基づいて、先の「1. 貼付文」の場合と類似の、亜分類をすることが可能かもしれない。しかし、現時点で、われわれは、そうした亜分類の型式論的意義をなお確認していないので、ここでは、そうした亜分類をおこなわなかった。今後、その型式論的意義が明らかにされた場合は、あらためて、原資料に立戻って、検討しなおす必要があるだろう。

14) 前註1報告書(下巻、第2章第4節の「I. 土器・土製品について」中の「§3 土器群の型式学的変化」、317～323頁)、および、下記論文を参照されたい。

大井晴男「土器群の型式論的変遷について——型式論再考——(上)」『考古学雑誌』第67巻第3号、1982、22～46頁。